

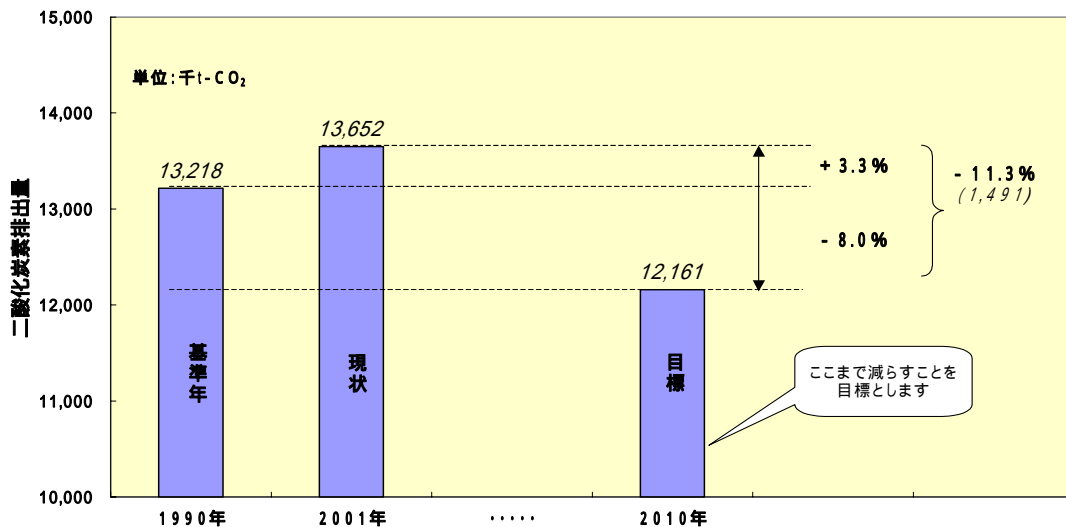
## 「岩手県地球温暖化対策地域推進計画」の概要について

1999（H11）年9月に策定した環境基本計画で設定した二酸化炭素排出量の削減目標（8%削減）を達成するため、2002（H14）年3月に策定した県民行動計画に掲げている削減対策を再検討し、2004（H16）年7月から環境審議会の大気部会で検討を重ね、2005（H17）年2月に実施したパブリックコメントで寄せられた意見を反映させ、4月に公表された国の京都議定書目標計画の内容を勘案した計画を策定した。2005（H17）年5月25日岩手県環境審議会において答申された。

### 1 計画策定の趣旨

- (1) 環境基本計画を策定し、この計画に基づいた県民行動計画に沿って、地球温暖化対策に取り組んできたが、2001（H13）年の二酸化炭素排出量は、約13,652千t-CO<sub>2</sub>で基準年の1990（H2）年に比べて3.3%の増加となっており、計画目標（8%削減）どおりに進んでいない状況にある。
- (2) このため、県民行動計画の部門別の取組みを具体化する「岩手県地球温暖化対策地域推進計画」を市町村に先駆けて策定し、産業、民生、運輸の部門別の削減対策を強化するとともに、二酸化炭素の吸収源対策として、間伐等の適正な森林管理の促進に取り組む。

図1 二酸化炭素排出量の現状と削減目標



### 2 計画策定の基本的な視点

計画に実効性を持たせるため、本県の二酸化炭素の排出構造や地域特性等を踏まえ、次に掲げる五つの基本的な視点で、県民行動計画の部門別の削減対策及び目標量を見直し、計画を策定する。

- (1) 増加基調にある二酸化炭素排出量を早期に減少基調に転換するとともに、継続的に排出削減を進めます。
- (2) 森林県である本県の特徴を生かし、現在の森林による二酸化炭素吸収量を維持できるよう、間伐等の適正な森林管理の促進による二酸化炭素の吸収源対策に取り組めます。

- (3) 県民、事業者、民間団体、行政等のあらゆる主体がそれぞれの役割分担の下、地球温暖化防止に向けた具体的な取組みや施策を推進します。
- (4) わが国の国際公約である温室効果ガス排出量の6%削減に貢献します。
- (5) 地球温暖化施策の進捗状況等を評価し、様々な取組みや施策を見直し又は必要な追加措置を講じるようにします。

### 3 削減対策の見直しの主な内容

#### (1) 排出削減対策

省エネルギーの促進や新エネルギーの導入による削減対策を実行可能で効果的なものにするため、従来の産業・民生業務・民生家庭・運輸などの部門別の分類に加えて、本県の地域特性等を踏まえて、8つのカテゴリーに分けて二酸化炭素の排出削減対策を立てた。

#### (2) 森林吸収源対策

森林吸収量について、現行の県民行動計画では、172千 t-CO<sub>2</sub>を計上しているが、地域推進計画では、「いわて地球環境の森づくりビジョン」(2004(H16)年9月)で、2010(H22)年の森林吸収量の目標量が、1,507千 t-CO<sub>2</sub>と算定されたので、これを基に森林吸収による削減値を見直した。

森林吸収量の1,507千 t-CO<sub>2</sub>は、地域推進計画の削減目標量(1,491千 t-CO<sub>2</sub>)の8%を上回る8.1%にあたるが、このうち、削減目標量を排出削減対策で賄えない分については、森林吸収量(排出削減対策が実行でき目標値を達成した場合は3%ですむが、実行が十分でない場合は5%まで増加)を組み入れることにするが、基本的には森林吸収源対策に依存しないで、地域推進計画に基づいて排出削減対策を効果的に実施し、排出削減の目標値(5%)を達成できるよう取り組む。

本県等の関係県が、森林吸収量をクレジット化し、売買可能な制度の創設を国に提言しているが、これが認められれば、クレジットを売却した利益で二酸化炭素吸収源としての森林管理が促進されることになる。

表1 部門別二酸化炭素排出実績及び削減目標 (単位:千 t-CO<sub>2</sub>)

部 門	1990年実績 (基準年)	2001年実績		地域推進計画目標(2010年)		
		排出・吸収量	対90年比	削減量または吸収量		
				最大 <sup>1</sup>	最小 <sup>2</sup>	
エネルギー転換部門	3	45	1,500%	<b>117</b>	117	
産業部門	5,166	4,852	93.9%	<b>89</b>	49	
民生	家庭部門	1,920	2,374	123.6%	<b>252</b>	142
	業務部門	1,182	1,466	124.0%	<b>168</b>	48
運輸部門	2,654	3,084	116.2%	<b>269</b>	80	
工業プロセス部門	2,178	1,609	73.9%	<b>2</b>	2	
廃棄物部門	115	223	193.9%	<b>22</b>	22	
計	13,218	13,652	103.3%	<b>919</b>	460	
森林吸収			-	<b>572</b>	1,031	
合 計	13,218	13,652	103.3%	<b>1,491</b>	1,491	

1 “二酸化炭素削減対策が進んだ場合の最大削減量及び森林吸収に依存する吸収量”を表しています。

2 “二酸化炭素削減対策が進まなかった場合の最小削減量及び森林吸収に依存する吸収量”を表しています

#### 4 地球温暖化防止のための対策

表2 地域推進計画にかかる取組内容別二酸化炭素排出削減目標 (単位:千 t-CO<sub>2</sub>)

対策項目	主な取組み内容	削減量または吸収量	
		最大 <sup>1</sup>	最小 <sup>2</sup>
・排出削減対策	1) 積雪寒冷地としての対策	1 6 9.1	8 3.2
	2) 自動車依存の高い社会の改善	2 6 9.2	7 9.7
	3) 工場・事業所の環境マネジメントシステム(EMS)	4) 積極的な省エネで積算	4) 積極的な省エネで積算
	4) 積極的な省エネの普及	2 3 9.5	1 2 5.7
	5) 森林資源の利活用 (木材・木質バイオマスの利用)	7.6	7.6
	6) 新エネルギーの利用	1 1 1.4	1 1 1.4
	7) 節約(エコライフ)社会の構築	1 2 2.1	5 2.2
	8) 地球環境教育の充実	7) 節約社会の構築等で積算	7) 節約社会の構築等で積算
	小計	9 1 8.9	4 5 9.8
・吸収源対策(森林吸収量の確保対策)	5) 森林資源の利活用 (二酸化炭素吸収源としての森林資源の利活用)	5 7 2.1	1, 0 3 1.2
合計		1, 4 9 1	1, 4 9 1

1 “二酸化炭素削減対策が進んだ場合の最大削減量及び森林吸収に依存する吸収量”を表しています。

2 “二酸化炭素削減対策が進まなかった場合の最小削減量及び森林吸収に依存する吸収量”を表しています。

#### [ 8つの地球温暖化対策]

- 1 積雪寒冷地としての対策 - 暖房・冷房は断熱から -
- 2 自動車依存の高い社会の改善 - 便利な乗物・自動車を考える -
- 3 工場・事業所の環境マネジメントシステム(EMS) - 事業所全てがエコ事業所 -
- 4 積極的な省エネの普及 - 賢いエネルギーの使い方 -
- 5 森林資源の利活用 - 森の恵みの利活用 -
- 6 新エネルギーの利用 - エネルギーの自己生産 -
- 7 節約(エコライフ)社会の構築 - 過剰なエネルギー利用の見直し -
- 8 地球環境教育の充実 - 温暖化対策は学習から -

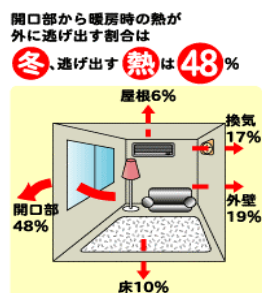
## 1 積雪寒冷地としての対策 - 暖房・冷房は断熱から -

### 住宅の高断熱化

一世帯あたり灯油1割(120リットル)の節約等  
民生家庭: 104千トンCO<sub>2</sub>

### 店舗・オフィス等の高断熱化

暖房用燃料15%の節約  
民生業務: 65.1千トンCO<sub>2</sub>



## 2 自動車依存の高い社会の改善 - 便利な乗物・自動車を考える -

### マイカー利用の抑制(公共交通機関・自転車の利用)

週2日往復8kmの自動車の運転を控える

運輸: 87.7千トンCO<sub>2</sub>

### 営業用車両の効率化、物流の合理化(運送業・流通業のグリーン化)

1台あたり週8kmの運行距離を短縮

運輸: 20.1千トンCO<sub>2</sub>



### エコドライブ・アイドリングストップ

エコドライブを実施する

運輸: 33.1千トンCO<sub>2</sub>

### 低燃費・低公害車の普及

1世帯の1台を低燃費・低公害車に

営業用車両の更新にあたっては、低燃費・低公害車に



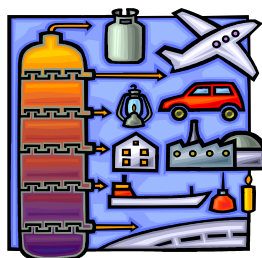
## 3 工場・事業所のEMS - 事業所全てがエコ事業所 -

### 環境マネジメントシステム

の浸透

### 工場・事業所の削減計画の策定と公表

### 地方公共団体の削減計画の策定と公表



#### 4 積極的な省エネの普及 - 賢いエネルギーの使い方 -

##### 省エネ家電の普及 (トッピングランナー)

省エネトッピングランナー機器の普及率50%  
民生家庭: 48.5千トンCO<sub>2</sub>  
民生業務: 6.4千トンCO<sub>2</sub>



##### 省エネ設備の普及(エスコ事業 コジエネ・LCA)

- 事業所は **使用エネルギーの15%削減**を目指す  
民生業務: 95.3千トンCO<sub>2</sub>
- 製造業は **使用エネルギーの3%削減**を目指す  
産業: 81.5千トンCO<sub>2</sub>
- 農林水産業は **使用エネルギーの1%削減**を目指す  
産業: 6.8千トンCO<sub>2</sub>
- 建設業は **使用エネルギーの1%削減**を目指す  
産業: 1.0千トンCO<sub>2</sub>
- 鉱業は 現状を維持する。

#### 5 森林資源の利活用 - 森の恵みの利活用 -

##### 二酸化炭素吸収源としての 森林の育成

民有林の管理実施率5割  
1,507千トンCO<sub>2</sub>

【岩手県の面積】 15,278km<sup>2</sup>  
全国2番目の面積(4%)

【岩手県の森林面積】  
11,805km<sup>2</sup> (県土の約77%)  
全国2番目の面積



##### ポスト化石燃料(木質バイオマス) の利活用

木質バイオマス利用機器(ペレットストーブ・チップボイラー等)の導入台数を累計2,120台

エネルギー転換: 5.9千トンCO<sub>2</sub>

##### 二酸化炭素の固定と二酸化炭素発生 の抑制(木材利用)

公共施設・公共工事で年間7,600m<sup>3</sup>を利用する

工業プロセス: 1.7千トンCO<sub>2</sub>



#### 6 新エネルギーの利用 - エネルギーの自己生産 -

- ・ 太陽光・熱、風力、地熱、地中熱、水力
- ・ バイオマスエネルギー
- ・ 廃棄物・下水熱



化石燃料に替わる新エネルギーの普及をめざす  
エネルギー転換: 111.4千トンCO<sub>2</sub>

## 7 節約（エコライフ）社会の構築 - 過剰なエネルギー利用の見直し -

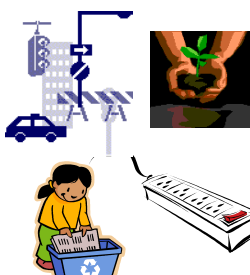
### ・ エコライフの普及

**電気・ガス・水道の節約**により、1世帯あたり約150kgCO<sub>2</sub>の削減  
民生家庭： 99.8千トンCO<sub>2</sub>

### ・ 深夜営業・自販機の自粛

### ・ 地域活動への参加

ゴミの収集量・焼却量を10%削減する。  
民生家庭： 22.3千トンCO<sub>2</sub>



## 8 地球環境教育の充実 - 温暖化対策は学習から -

### ・ 小・中・高等学校

学習機会を増やす。

### ・ 事業所

**生活環境保全条例の温暖化対策対象事業所**及び従業員の多い事業所に対し、温暖化対策について環境教育を行う。

### ・ 地域

市町村主催の環境講座へ、年1回以上、**地球温暖化防止活動推進委員**を派遣する。



## 5 計画の目標年次及び見直し

本計画は、環境基本計画の目標達成年度である2010（H22）年を目標年次とする。

## 6 計画の推進

### (1) 県民の役割

日常生活を点検し、現在使用している電気・灯油・ガス・ガソリン・軽油などの使用量を、地球にやさしいライフスタイルを実践しながら、着実にエネルギー使用量を減らす。

個々の家庭の問題としてではなく地域の問題として考え、事業者や行政と連携しながら、学校（学区）や公民館（行政区）などを中心とした地域レベルの活動として取り組む。

### (2) 事業者の役割

経営者自らが環境を大切にする経営方針を持ち、事業活動による環境への負荷を点検し、省エネ省資源のための活動を着実に実施する。

エネルギー削減が利益を生むというコスト意識を持ち、給湯・厨房・冷暖房・動力・照明・営業車輛にかかるエネルギー削減は、改装・改築時における断熱サッシ・省エネ設備・省エネ家電等の導入により、大幅に効果を得ることができるということを認識しながら、地球温暖化対策に取り組む。

地域の一員として、住民との協働による取組みや従業員による家庭での取組みを行う。

(3) 地方公共団体（県、市町村）の役割

地域住民・地元事業者と協力して、地域としての地球温暖化対策に取り組む。

家庭や事業所の自主的な取組みを促し、地域としての取組みが行われるような仕組みと施策を行う。

岩手県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会などの地域住民の組織化、地域リーダーの育成、環境教育を含めた普及啓発等を行う。

7 計画を推進するための体制

県全体で、二酸化炭素の削減を推進していくためには、県民・事業者・行政（県、市町村）が地域地域で連携し、協力しながら実効性のある削減対策に取り組む。

そのためには、県内各地において、地球温暖化防止活動推進員などのリーダーを中心に、地域住民（自治会やPTA、消費者団体等）が主体となり、地域に根ざした事業者、地元NPO・ボランティア団体、市町村などにより構成された市町村や地域レベルの地球温暖化対策地域協議会もしくは、これに準じた組織を設立する。

また、県は、地球温暖化対策に関する活動支援の拠点としての「岩手県地球温暖化防止活動推進センター」を指定（2005（H17）年2月）した。これにより、県地球温暖化防止活動推進センターを通じて、市町村や地球温暖化対策地域協議会、地域住民（自治会等）や事業者、環境保全活動に取り組む民間団体、地球温暖化防止活動推進員等の活動を支援する体制を整え、効果的に温暖化対策に取り組んで行く。